

3 消毒ポイントの運営からみえた課題と対応状況

埼玉県川越家畜保健衛生所
○田代卓也・関根貴司

I はじめに

埼玉県内で特定家畜伝染病が発生した場合、埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部設置規程(以下、県本部設置規程)に基づき、知事を本部長とする埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部(以下、緊急対策本部)が設置され、総合的な緊急対策が実施される。また、緊急対策本部の設置に合わせ、現地の防疫対策等を実施するため、県本部設置規程に基づき、緊急対策本部の下に埼玉県特定家畜伝染病現地対策本部(以下、現地対策本部)が設置される。現地対策本部には発生農場班、移動規制班、病性鑑定班等が設置され、各班が事務を分担し、発生農場及び発生農場周辺における防疫措置を進める。現地対策本部のうち、移動規制班は消毒ポイントの設置、及び発生農場における防疫措置を円滑に進めるための通行制限を担当する。

令和元年9月から11月中旬にかけて、埼玉県内における5例の豚熱(以下、CSF)発生に伴い、移動規制班は合計12か所の消毒ポイントを設置、運営した。そこで、消毒ポイントの設置の状況及び消毒実績、並びに利用者からの要望と対応状況について整理し、消毒ポイントを設置、運営していく上での課題と対応方法について検討した。

II 消毒ポイントの概要

消毒ポイントは、CSF等の特定家畜伝染病の発生時、発生農場周辺や制限区域外への感染拡大を防止するために畜産関係車両等を消毒するための場所であり、農林水産大臣が作成する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、都道府県が設置する。

消毒ポイントの設置場所については、市町村との事前調整により選定した消毒ポイント候補地を基本とし、特定家畜伝染病の発生時には道路網の状況、車両の通行量等を考慮して設置場所を決定する。

埼玉県では便宜上、消毒ポイントを緊急消毒ポイントと通常消毒ポイントの2種類に区分している。前者は発生農場周辺(農場から1km付近)に設置し、発生農場における防疫措置が完了するまで24時間体制で稼働する。後者は移動制限区域及び搬出制限区域の境界付近に設置し、各制限区域の制限解除までの期間、午前9時から午後5時までを基本として稼働する。(図1)

	設置場所	設置期間
緊急消毒ポイント (24時間稼働)	発生農場周辺 (農場から概ね1km)	防疫措置完了まで
通常消毒ポイント (9時~17時が基本)	移動制限区域・ 搬出制限区域の境界 (CSFでは3km・10km)	制限解除まで

図 1

消毒ポイントで実施する消毒作業は、車両外部の消毒、ハンドルやペダル等の運転席内部の消毒、運転手等の手指及び靴底消毒である。消毒作業終了後は、運転手が日時、積荷、発着地等を記録し、最後に消毒済証明書を運転手へ発行する。実際の消毒作業は一般社団法人埼玉県ペストコントロール協会に委託して実施した。

III CSF 発生時の消毒ポイント設置状況

令和元年、埼玉県内で5例のCSFが発生した。9月13日に秩父市で1例目が発生した際は、発生農場から1km付近に緊急消毒ポイント1か所、3km付近に通常消毒ポイント1か所、10km付近に通常消毒ポイント2か所を設置した。(図2)

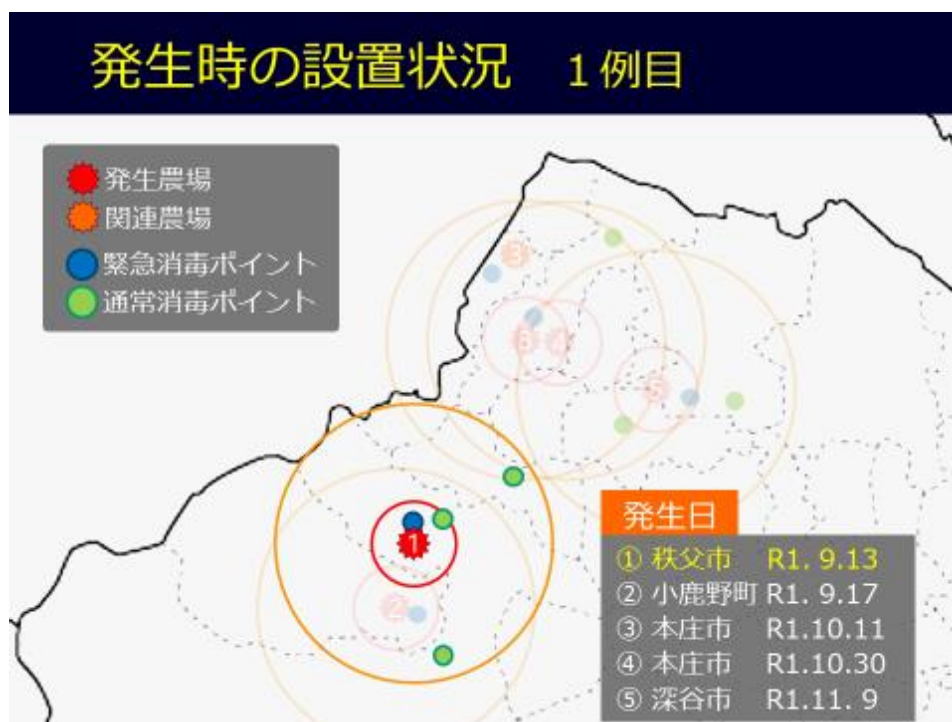


図2

続いて9月17日に小鹿野町で2例目が発生した際は、発生農場から1km付近に緊急消毒ポイントを設置し、通常消毒ポイントについては、1例目で設置した3か所を継続して稼働させた。(図3)

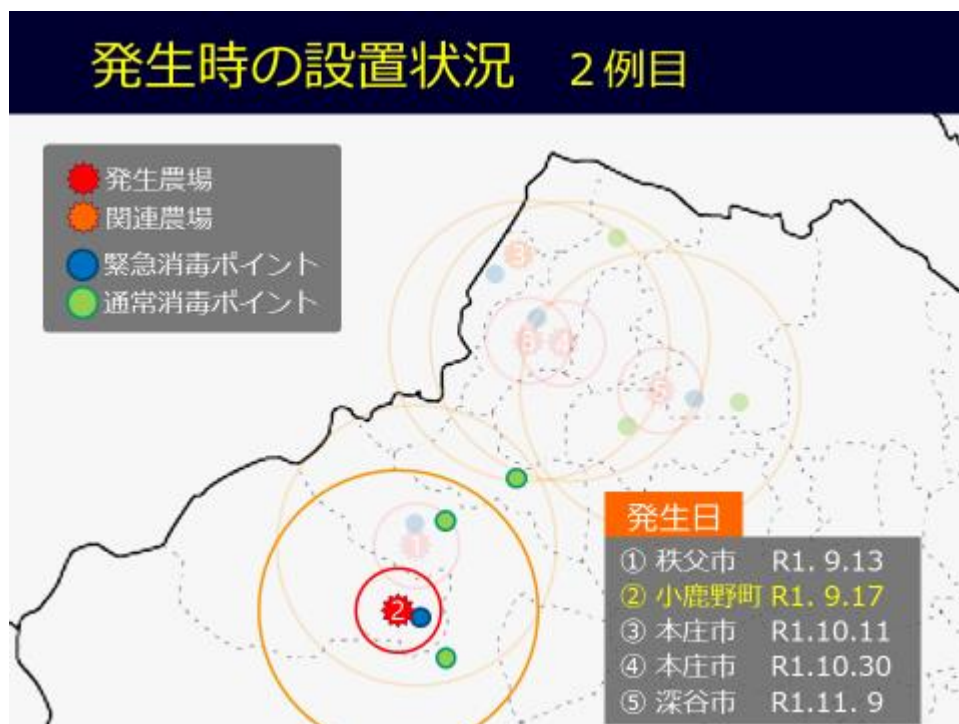


図 3

3 例目では、本庄市の発生農場の他、神川町に関連農場が存在した。関連農場でも発生農場と同様の防疫措置を実施したため、各農場から 1km 付近に計 2 か所の緊急消毒ポイントを設置した。このうち、発生農場に近い緊急消毒ポイントについては、周辺の飼料製造業者等からの要望により、緊急消毒ポイントとしての稼働が終わった後も通常消毒ポイントとして期間を延長して運営した。また、その他に通常消毒ポイントを本庄市と寄居町に設置した。本庄市の通常消毒ポイントについては、周辺の養豚農家等からの要望により、稼働後 3 日目から、稼働時間を午前 7 時～午後 7 時に延長して運営した。(図 4)

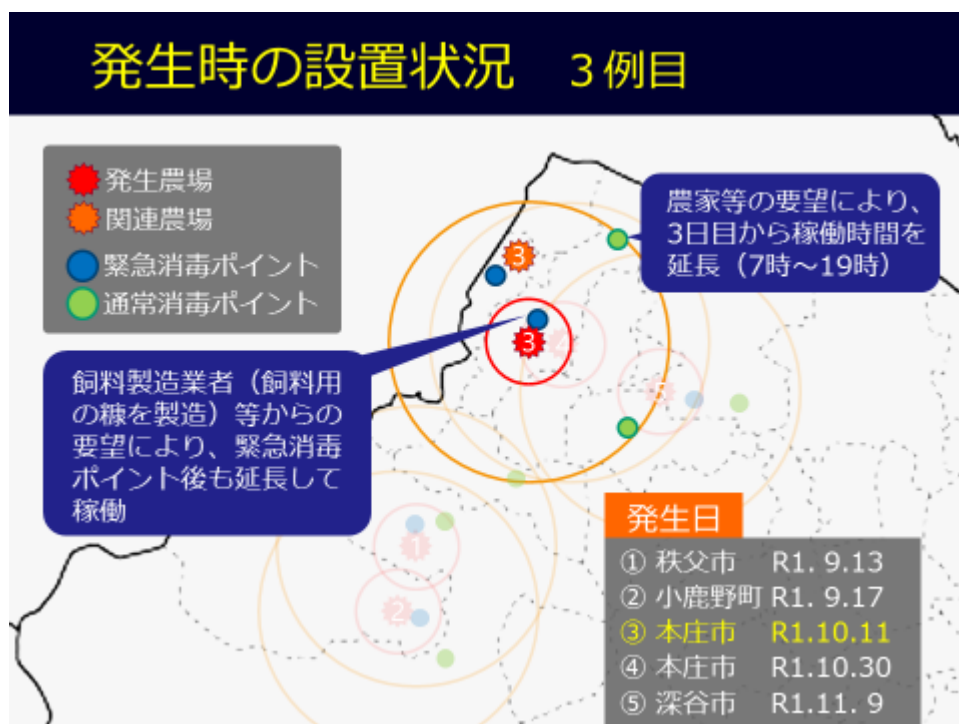


図 4

4 例目は、3 例目の発生農場に近かった（約 2km の距離）ため、緊急消毒ポイント、通常消毒ポイントともに 3 例目と同様の場所を利用した。（図 5）

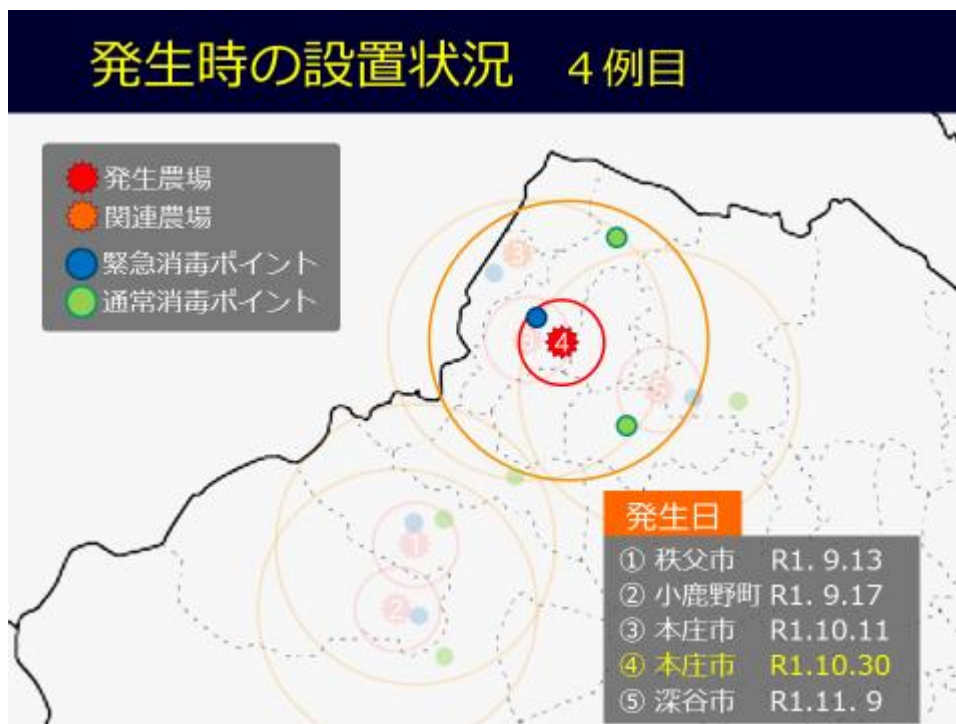


図 5

5 例目は発生農場から 1km 付近に緊急消毒ポイントを設置した。また、通常消毒ポイント 3 か所のうち 2 か所は 3 例目及び 4 例目と同様の場所を利用し、1 か所を新たに設置した。新たに設置した消毒ポイントは敷地が狭く、大型車両が進入できなかったため、業者から広い場所への変更の要望があった。このため、設置後 3 日目から、大型車両が進入可能な場所へ変更した。（図 6）

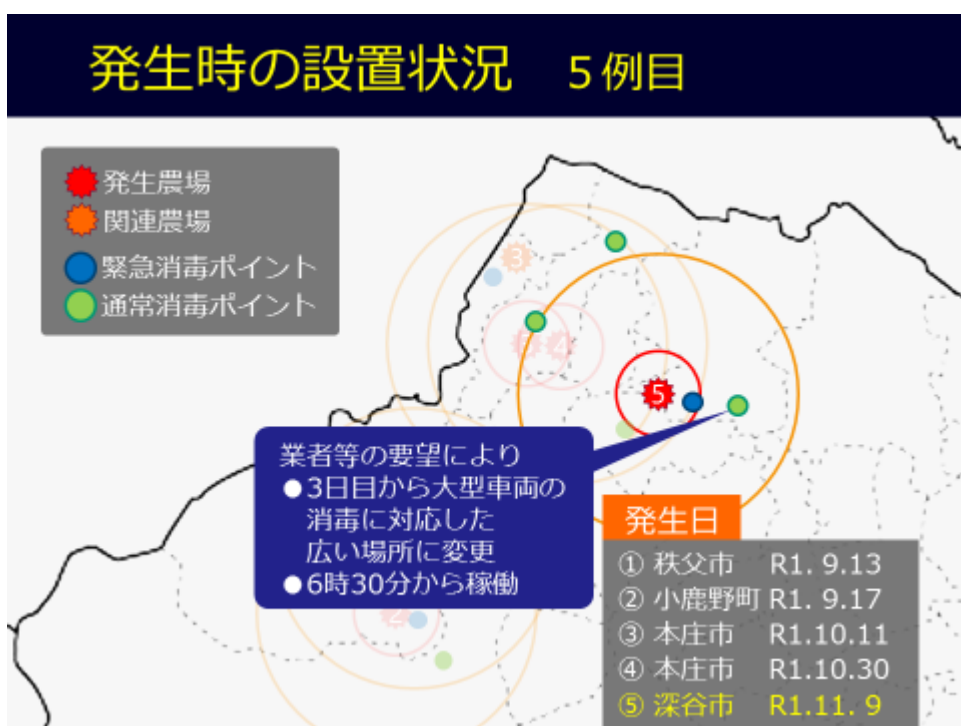


図 6

IV 消毒実績

1 1 例目及び 2 例目

1 例目の緊急消毒ポイント（秩父市吉田総合支所）における消毒台数は 21 台/3 日、2 例目の緊急消毒ポイント（旧長若中学校）では 246 台/4 日であった。旧長若中学校は、防疫作業従事者の集合施設を兼ねており、関係車両を消毒する頻度が高かったため、消毒台数が増加したものと考えられる。（図 7）

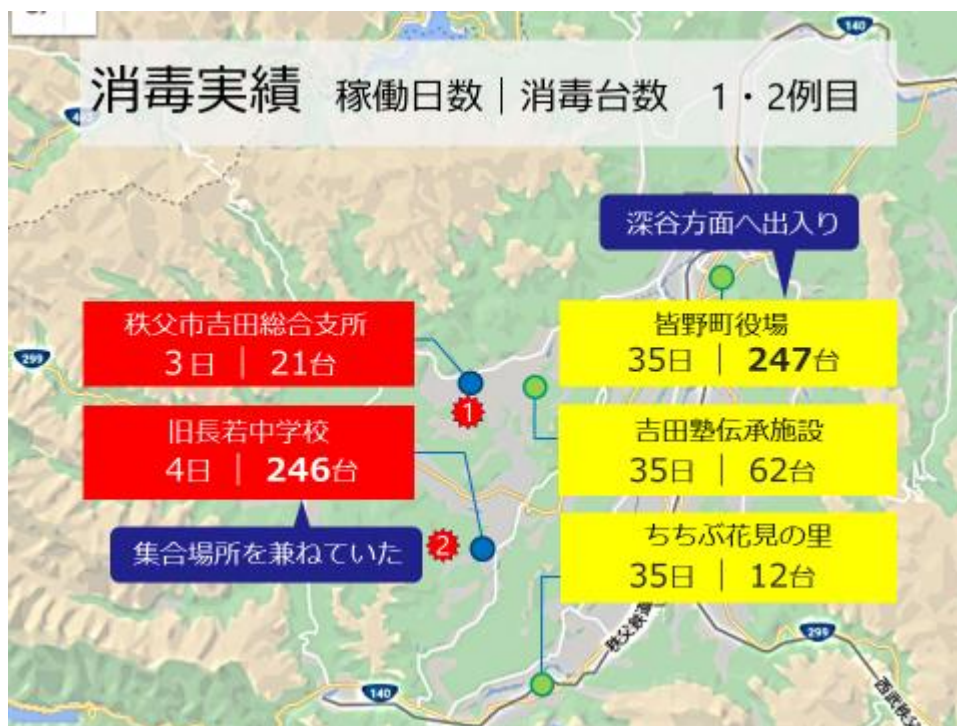


図 7

1 例目及び 2 例目で設置した 3 か所の通常消毒ポイントでは、皆野町役場の消毒台数が突出していた。これは、秩父郡の畜産関係車両が大里郡方面へ出入りする機会が多いためと考えられる。皆野町役場で消毒を実施した時間帯を調査すると、稼働開始時刻である午前 9 時前にも消毒の記録があったことから、比較的早い時間にも需要があることが示唆された。また、消毒車両の職種別割合は、飼料運搬会社 35%、JA15%、家畜商 13%と続き、家畜診療獣医師（3%）や養豚農家（1%）も含まれていた。

2 3 例目及び 4 例目

3 例目及び 4 例目の緊急消毒ポイントについても、集合場所を兼ねていたため、1 日当たりの消毒台数は多かった。2 か所の通常消毒ポイントのうち、寄居林業事務所は大型車両が進入できないため、48 台/33 日と少なかった。一方、本庄市若泉運動公園は付近にと畜場が存在するため、消毒台数は 135 台/9 日（11 月 22 日から 11 月 31 日まで）と多かった。本庄市若泉運動公園における車両消毒実施時刻を集計すると、午前 7 時～午前 9 時が 19%であり、比較的早い時間の割合が高かった。職種別では、飼料運搬会社が 60%を占め、続いて養豚農家が 23%であった。養豚農家の比率が高いのは、付近にと畜場が存在するためである。なお、養豚農家の消毒台数 31 台のうち、県外農家が 4 台含まれていた。（図 8）

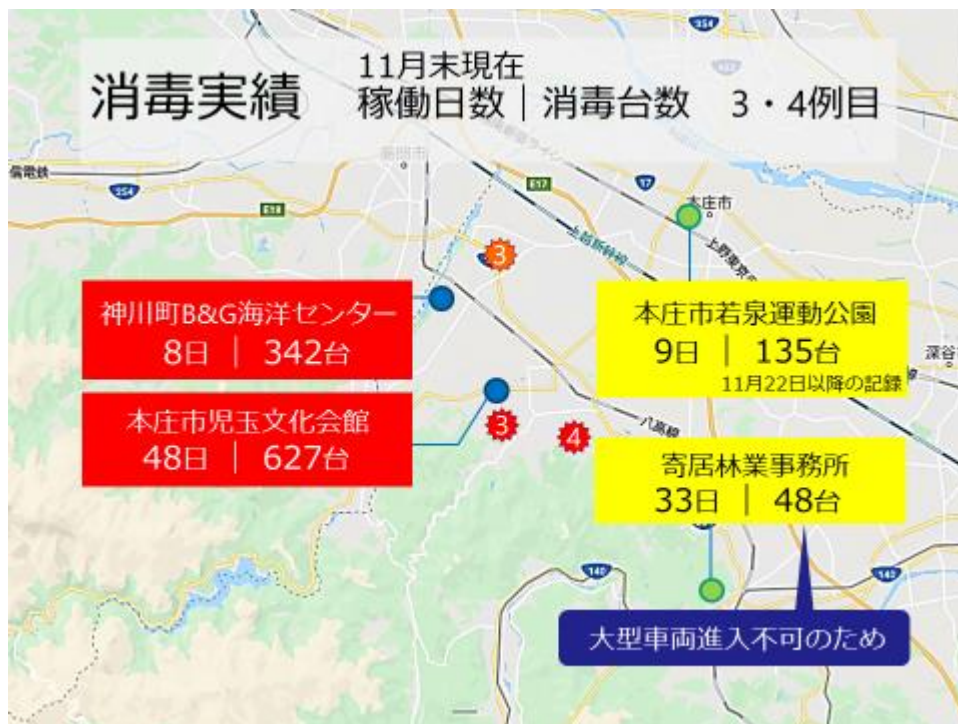


図 8

3 5 例目

5 例目で新たに設置した通常消毒ポイントについて、当初の施設は大型車両が進入できなかったため、消毒台数は 10 台/3 日と少なかったが、業者の要望を受けて広い場所に変更したところ、274 台/19 日と、1 日当たりの消毒台数は大幅に増加した。(図 9)



図 9

V 利用者の要望及び対応状況

消毒ポイントの敷地が狭く、大型車両が進入できない場合は、広い敷地へ変更してほしいという要望が飼料運搬業者等から挙がった。このため、市役所等の関係機関と調整し、大型車両が進入可能な広い場所へ変更して対応した。

消毒ポイントの稼働時間延長の要望も挙がったため、市役所や作業委託先の埼玉県ペストコントロール協会と調整し、稼働時間を延長（午前 6 時 30 分から、又は午後 7 時まで稼働）した。

消毒ポイントの稼働期間延長、及び年末年始の稼働についても要望された。これに対しては、作業委託先との調整がやや難航したが、当方から車両消毒の必要性等を説明し、通常消毒ポイントを令和元年度末まで延長することとした。また、年末年始は運転手自身が消毒する形式で運営を継続した。

VI まとめ

(1) 設置場所及び運営方法

消毒ポイント利用車両の職種別割合を調査した結果、飼料会社の割合が高かったため、事前に市町村との調整により選定する消毒ポイント候補地については、極力、大型車両が進入可能な広い場所とすることが望ましい。ただし、消毒ポイントの運営に当たっては水源、排水及び電力の使用可否等の条件も必要であることから、こういった条件を満たした上で、可能な限り広い場所を候補地として選定する。

と畜場周辺の車両消毒については畜産農家や家畜商からの需要が高い。また、と畜場への生体の運搬は早朝に行われることが多いため、と畜場周辺の消毒ポイントでは午前 6 時や午前 7 時からの稼働が必要となる。

飼料会社は複数の都道府県に工場を持つことがあり、飼料運搬車両は飼料原料の輸送や、畜産農家への納品の際に都道府県間の移動を伴うことが多い。飼料運搬車両は早朝や夜間に運行していることも多いため、飼料工場周辺の消毒ポイントでは、稼働時間の延長が必要になる場合がある。

(2) 今後の対応

平時に行う対応として、消毒ポイント候補地について市町村と再度調整を行う。この際、現地で大型車両の進入の可否並びに水源、排水経路及び電源の有無を確認し、設置箇所や車両動線を想定しながら候補地を選定する。

緊急時の対応として、と畜場、飼料工場周辺及び県境付近では車両消毒の需要が高いため、消毒ポイントの設置を積極的に検討することとする。また、消毒ポイントを運営する中では利用者から様々な要望が挙がるため、市町村等の関係機関と調整し、可能な限り積極的に応じていくことが重要である。